

定期点検

安全快適にお車をご使用いただくために、定期点検を必ず実施してください。

また、これらの他にも使い始めてから1か月目（または、1,000 km 時）に行う点検、Honda が指定する点検整備項目もあります。

■ 道路運送車両法で定められた点検

道路運送車両法で定められた点検には、以下の種類があります。

- 日常点検
 - 1年ごと（12か月ごと）に行う点検
 - 2年ごと（24か月ごと）に行う点検
- 小型二輪車 [250 cm³ (cc) を超えるもの] は、1回目を登録日から3年後に、2回目以降は2年ごとに、国で定める継続検査が必要です。

■ ご自身で点検を実施する場合

安全のため、ご自分の知識と技量に合わせた範囲内で行ってください。難しいと思われる内容については、Honda 販売店にご相談ください。

点検結果は、メンテナンスノートの定期点検整備記録簿に記入し、大切に保存、携行してください。

■ 1か月目点検について

新車から1か月目（または、1,000 km 時）は、特に初期の点検整備が車の寿命に影響することを重視し、点検を無料でお取り扱いたいと思います。お買いあげのHonda 販売店で行ってください。他の販売店にてお受けになると有料となる場合があります。また、オイル代、消耗部品代および交換工賃等は実費をいただきます。詳細については、メンテナンスノートをご覧ください。